

(第7号の1様式)

松山市入札監視委員会 議事概要 (定例会議)

(期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日)

| | | |
|--------------------------|--|---|
| 開催日時及び場所 | 令和4年11月30日(水) 午前10時00分から 松山市役所 別館6階 第5委員会室 | |
| 出席委員の氏名及び職業 | 岡田 陽介(愛媛大学 法文学部 准教授) 横本 恭弘(社会保険労務士法人横本事務所 社会保険労務士) 仁部 祐二(西日本建設業保証株式会社 愛媛支店 支店長) 中田 良子(税理士法人 asitao 税理士) 郡司島 宏美(愛媛大学 大学院理工学研究科 准教授) | |
| 抽出案件 | 総件数5件 | |
| 一般競争入札 | 2件 | (備考) 抽出の考え方 ・入札契約方法別に無作為に案件を抽出。仁部委員が案件抽出。 |
| 指名競争入札 | 2件 | |
| 随意契約 | 1件 | |
| 委員からの意見・質問と それに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会意見の内容 | 審議の結果、入札契約過程に問題は認められず、委員からの意見具申なし。 | |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>議題2 市発注建設工事の抽出案件の審議について</p> <p>【一般競争入札】</p> <p>伊台小学校仮校舎新築主体その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札調査とは、何のための調査ですか。また、調査を辞退した業者にペナルティはありますか。 ・建築等級のランク分けはいくつありますか。 ・2者は低入札調査辞退のため失格となっていますが、判定基準は満たしていたのですか。また、低入札調査辞退の場合は、判定基準を満たしていても失格ということになるのですか。 ・応札を辞退された業者がいますが、辞退理由は昨今の資材価格の高騰ですか。 ・低入札調査の詳細調査は、入札した金額が低い順に行うのですか。 <p>施設4支管26号配水管布設替工事(南梅本町ほか)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・低入札調査は、低い金額で受注された場合は、そのまま契約すると業者へのしわ寄せ等がありますので、応札した金額で契約内容に適合した施工ができるかどうかを調査するものです。また、調査を辞退した業者にペナルティはありません。 ・等級は、A、B、C、Dのランクがあります。 ・この2者は失格判定基準を満たしていました。また、調査を辞退した場合は失格となります。 ・辞退理由は把握していないため、資材価格の高騰が辞退理由かどうかはわかりません。 ・低入札の場合、失格判定基準による判定を行い、基準を満たしている業者全者に対して詳細調査の資料の提出を求めます。資料が提出された場合は、入札した金額が低い落札候補者から調査を行います。調査を辞退した場合は失格となり、今回は対象となった2者が調査を辞退したため、株式会社寺田工務店が落札決定となりました。 |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格条件で、2ヶ年度の工事成績評定点の平均点が65点以上とあるが、考慮する要因は何ですか。 ・事後審査後失格が2者いるが、失格の理由は何ですか。 ・実際に業者が決定するのはいつですか。 ・書類審査を行うのは、公営企業局 契約管理課ですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事の品質確保のため、問題なく施工できる目安として65点以上に設定しています。なお、65点未満の業者は全業種で2者です。 ・1者は、専任の主任技術者の兼務条件が満たされていなかったのが理由です。工事の相互間隔が10km以内であることを兼務の条件としていますが、10kmを超えた届出があったため、失格にしました。 もう1者は、配管工が本工事の資格条件を満たしていなかったことが理由です。配水用ポリエチレンパイプシステム協会が発行した受講証を取得している者を条件としていましたが、届出のあった配管工が講習を受講していなかったため、失格にしました。 ・開札後、速やかに最低応札者から順に書類審査を行い、翌日に落札決定をします。 ・その通りです。 |
| <p>【指名競争入札】 市道二番町線歩道照明灯設置工事（その2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開札の翌日に落札決定するスケジュールとなっているのですか。 ・履行場所近隣の業者を指名したとのことですが、電気工事は市内の業者が何者もいるため、このようにしたのですか。 <p>廃止4復旧1号舗装復旧工事（二番町2ほか）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・開札後、速やかに事後審査を行い、大体開札の翌日に落札決定しています。開札の件数にもよりますが、当日中に落札決定するケースもあります。 ・市内の電気業者は、A、B、C、Dの全ランクを合わせると93者の登録がありますので、近隣の業者を指名しました。 |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・今回 10 者を指名し、選定理由が全ランクの業者で舗装工事の登録があり公共工事の実績を有する市内業者となっているが、条件を満たす業者が 10 者しかいないため、全て指名したということですか。 ・設計金額に対してどのランクから指名するといったルールはありますか。 ・最低制限基準価格と最低制限価格の違いを説明してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。 ・舗装工事では、Dランクの業者が 1,000 万円未満、Cランクの業者が 2,500 万円未満、Bランクの業者が 5,000 万円未満、Aランクは全工事という 4 段階に分かれています。 ・最低制限基準価格に変動係数を掛けた額が最低制限価格です。 |
| <p>【随意契約】 松山城山ロープウェイ客車更新その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の施設が新たに変わるまでは、修繕等はこの業者をお願いすることになりますか。 ・見積金額が予定価格より高いとどうなりますか。 ・この工事は専門的な技術力が必要と思われませんが、予定価格はどのように算出されていますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状の施設を使用する限り、製造業者しかできないような修繕等はこの業者と随意契約になります。 ・競争入札と違い、随意契約は 1 者になるため、予定価格は事前公表していません。そのため、業者には予定価格を知らない状況で見積書を提出していただきます。今回の場合は、1 回目の時点は、見積金額が予定価格より高かったため、2 回目の見積書を提出いただき、そこで予定価格を下回ったため、落札決定となりました。 ・担当課が設計をする段階でこの業者に見積等を取っています。それを参考に、最終的に担当課で設計し、予定価格は出来上がった設計金額をもとに設定しています。 |

| | |
|---|---|
| <p>議題3 入札参加資格停止及び苦情（再苦情）申立ての状況について</p> <ul style="list-style-type: none">・資格停止期間は最大で何か月ですか。 | <ul style="list-style-type: none">・最大で 36 か月です。 |
|---|---|